

新成人の皆さん、国民年金の 加入手続きをしましょう

国民年金は、国が責任をもつて運営する公的年金制度です。日本国内に住所を有する20歳から60歳までの人は必ず加入しなければなりません。

自営業者や学生などは「第1号被保険者」に、サラリーマンや公務員は厚生年金や共済年金に加入すると同時に「第2号被保険者」に、第2号被保険者に扶養されている配偶者は「第3号被保険者」になります。

第1号被保険者となる人は、20歳になったら忘れずに加入手続きをしましょう。

国民年金の加入手続きは、市国民年金課または各総合支所の国民年金担当窓口で直接、手続きをしましょう。

時間に余裕がなく、窓口まで来ることができない場合は、郵送による手続きもできます。

毎月の保険料はいくら?

国民年金の保険料(定額)は、月額14,660円(平成21年度)です。保険料をまとめて前払いすることにより割引される前納制度もあります。

また、定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納付すると、将来、老齢基礎年金に(200円×納付月数分)が加算され支給されます。

口座振替が便利でお得!

口座振替は、金融機関などの窓口での現金納付に比べて便利でお得です。口座振替には、毎月の保険料が翌月末に引き落とされる翌月末振替と、毎月の保険料がその月の月末に引き落とされる当月末振替(早割)があります。早割は月額50円が割引されます。

口座振替で前納制度を利用する場合は、現金での前納に比べ、さらに割引額が高くなります。

問い合わせ先

市民課市民年金係
各総合支所市民係

例えば、1年前納を口座振替で行った場合は、月々現金で支払った場合の合計額と比較して3,690円の割引(現金での1年前納は3,120円の割引)です。

20歳になり、所得が少なく保険料を納めることが困難な人については、若年者納付猶予制度や学生納付特例制度などの保険料免除制度を利用することができます。

手続きは、市民課または各総合支所の国民年金担当窓口で行ってください。

毎月14,660円は
払えない...。どうすればいいの?



若年者納付猶予制度・学生納付特例制度とは?

若年者(20歳代で学生以外)納付猶予制度と学生納付特例制度は、他の年齢層に比べ所得が少ない人が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故などにより障がいが残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなることなどを防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度のことです。

ポイント①

- 若年者納付猶予制度→本人と配偶者の所得を審査
- 学生納付特例制度→本人の所得のみで審査

一般の保険料免除(全額免除・半額免除)の場合は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか判定しますが、若年者納付猶予は本人と配偶者の所得のみ、学生納付特例は本人の所得のみで判定することになります。

ポイント②

- 障害・遺族基礎年金を受け取ることができます。
- 納付猶予や納付特例期間中に、ケガや病気で障が

いや死亡といった不慮の事態が発生した場合、障がいの状態に応じて障害基礎年金が、遺族(妻と子)の人は遺族基礎年金を受けることができます。

※障がいや死亡といった事故が発生するまでの国民年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料を納付、免除または猶予されていること、もしくは事故の直前の1年間に保険料の未納がないことが必要です。

猶予期間などの年金はどうなるの?

- 若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。
- そこで、これらの期間の保険料は、10年以内であれば後で古い期間から順に納付していただけるようになっています(追納)。
- 追納する場合の保険料額は、猶予などを受けた年度から起算して、3年目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた期間の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

TOPICS

岩本巻天神の棕の木の周辺環境が整備されました

岩本区による、菊池市指定天然記念物「岩本巻天神の棕の木」の周辺環境整備事業が完了し、11月15日(日)に落成式典が行われました。

「岩本巻天神の棕の木」は、古くから岩本区を見守り続けてきた神木で、豊作祈願のしめ縄を巻きつけることから「巻天神」と呼ばれています。樹齢600年~800年とも言われる老木ですが、その樹勢はいまだ旺盛です。棕の木の成長により周囲の玉垣が幹に押し寄せ歪んでしまい危険が生じたため、市の助成を受けて玉垣を改修し、併せて樹木の生育環境整備と景観整備を実施したものです。

式典では岩根昭洋区長が、「これからも区に伝わる『おてじんさん』を大切に守っていきましょう」と挨拶されました。



落成式典の様子

「第5回夫婦の手紙・絵手紙コンクール」の入賞者決定!

11月22日(日)

菊池市が募集した「第5回夫婦の手紙・絵手紙コンクール」の入賞者が決まり、「いい夫婦の日」の11月22日(日)に、菊池夢美術館で表彰式が行われました。

菊池市は、徳富蘆花の妻愛子さんの故郷であり、地名の「隈府(ワイフ)」と英語の「wife(ワイフ=妻)」との語呂合わせ、さらに菊池温泉が「美肌の湯・化粧の湯」とも呼ばれ女性に人気があることから「おしどり夫婦の里」、「妻(女性)を大切にすまち」としてのイメージづくりに取り組んでいます。その一環として、平成17年からこのコンクールをはじめ、県内はもとより、九州各県、中国地方、遠くは関東から、手紙の部に63点、絵手紙の部に275点の応募がありました。

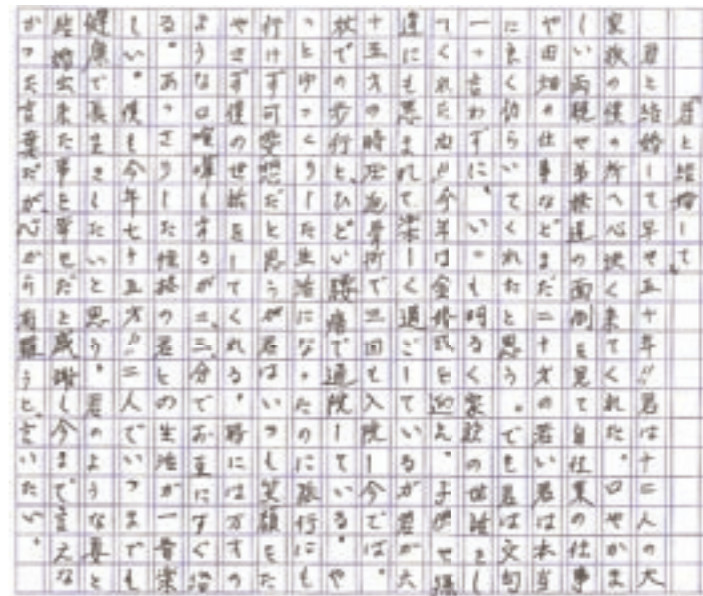
当日は、夫婦の手紙大賞の馬場博夫さんをはじめ、34人の入賞者に賞状と副賞が贈られ、受賞者を代表して、馬場さんが「君と結婚して」と題した作品を朗読すると、馬場さんの妻に対するおもいが伝わり、会場からは、馬場さんご夫妻に大きな拍手が送られました。



夫婦の手紙大賞に選ばれた馬場博夫さん(中央)と奥さん(右)



最優秀賞(絵手紙部門)に選ばれた森川浩行さんの作品



夫婦の手紙大賞に選ばれた馬場さんの作品「君と結婚して」